

○経済産業省令第九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第七条第一号及び第二号、第十五条第四項並びに第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志



六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火災に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号炎管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三に規定する防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵す

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による

ることができ、がん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 略

九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満で

防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 略

九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満で

ある製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

九の二 [略]

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。)には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とする。

ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとする。

ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

ただし、当該危険が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ある製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずること。

九の二 [略]

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。)には、経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具(硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。)は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。

ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

[削る]

十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。

ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さな

十三 削除

十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができ

(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室

(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

落下等により床面との衝撃又は摩擦（危険工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室

ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十九 〔略〕

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

二十一 〔略〕

〔削る〕

二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、粉じんの飛散を防ぐための措置を講ずること。

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

十九 〔略〕

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十一 〔略〕

二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

二十二の四 火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

〔削る〕

二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。

二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。

二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。

二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとすること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準（ただし、高さは二・五メートル以上）による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要があるときは、この限りでない。

二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。  
イ 危険区域内に設けること。  
ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。  
二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。  
二十六の二 〔略〕

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、火薬類を安全に運搬できるものであること。

二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること。

〔新設〕

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。  
二十六の二 〔略〕

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面は平坦にし、地形上やむを得ない場合のほかに、こう配は、五十分の一以下とすること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

五 削除

六 削除

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

五 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

六 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。

(1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの

(2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦（不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの

ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

七 略

八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設備とすること。

九 解撤作業中には、不発弾等の温度上昇を防止するための措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十 略

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十二号まで、第十五号から第二十四号の四まで及び第二十五号から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

（移動式製造設備に係る技術上の基準）  
第四条の二 略

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填すること）をいう。以下

九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。

十 略

十一 不発弾等廃棄処理場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

（移動式製造設備に係る技術上の基準）  
第四条の二 略

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填すること）をいう。以下

この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という)を明瞭に定め、移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

二 [略]  
三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。

五 [略]  
六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 [略]  
九 削除

十 削除

十一 移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

とをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。)する区域(以下「移動区域」という)を明瞭に定め、移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。

二 [略]  
三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。

五 [略]  
六 移動式製造設備用工室(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)又は移動式製造設備(特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 [略]  
九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。

十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、耐火性構造とすること。

十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

十二 削除

十三 削除

十四 削除

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、さびにくい材料を使用するよう努めること。

十六 削除

十七 削除

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしなければならない。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉  
ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉  
十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、できるだけさびにくい材料を使用すること。

十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講ずること。

十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためにディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためにディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。



十九 移動式製造設備に据付け又は備え付けられる機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

二十 削除

二十一 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停留量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停留量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十四 削除

二十五 削除

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 [略]

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

第三十一条の規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の

二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。

二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 [略]

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であつて、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、ち密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

2 前項第五号から第八号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 [略]

一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

二 五 [略]

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

七 [略]

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。

九・十 [略]

2 前項第五号から第十号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 [略]

一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

二 五 [略]

六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぐ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

七 [略]

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をた積みしないこと。

九・十 [略]

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、不具合のある場合は使用しないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 [略]

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六の二 [略]

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

九・十 [略]

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具又は容器に付着又は滲透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 [略]

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十六の二 [略]

十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。

九・十 [略]

九・十 [略]

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 略
- ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

二十 略

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二 略

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ一定の場所で行うこと。

十九 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- イ 略
- ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合

二十 略

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二 略

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、

れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 略

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 三十

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 略

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

イ 略

ロ 噴出葉の填装作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ 略

枕木又はすのこ（その表面にきぎ等の鉄類を表さないこと）を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。

二十六 略

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、見張りをつける等盗難防止の措置を講じなければならぬ。

二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 三十

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 略

三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。

イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。

ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

イ 略

ロ 噴出葉のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ 略

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 五 〔略〕

3 〔略〕

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 〔略〕

一 五 〔略〕

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積するときは、この限りでない。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 五 〔略〕

3 〔略〕

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 〔略〕

一 五 〔略〕

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぐ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

十一 〔略〕

十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 削除

十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十一 〔略〕

十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となつたときに速やかに廃棄することとする。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で危険予防の措置を講ずること。

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の状況</p> <p>二 「略」</p> <p>三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>十八 削除</p> <p>十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りをを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。</p> <p>二十 「略」</p> <p>二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p> <p>二十二・二十三 「略」</p>
<p>完成検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>二 「略」</p> <p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合に、ついで火災による延焼を防止する</p>	<p>別表第一 (第四十四条第一項関係)</p> <p>2 「略」</p>

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識、揭示板、危険区域、境界さく及び警戒札等</p> <p>二 「略」</p> <p>三 第四条第一項第三号の防火のための空地</p>	<p>十八 特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。</p> <p>十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りをを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。</p> <p>二十 「略」</p> <p>二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装てんする場合は、適切な圧力により排出を行うこと。</p> <p>二十二・二十三 「略」</p>
<p>完成検査の方法</p> <p>一 製造所の標識、揭示板、境界さく及び警戒札の設置等の措置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>二 「略」</p> <p>三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の幅を、巻き尺その他の測</p>	<p>別表第一 (第四十四条第一項関係)</p> <p>2 「略」</p>

<p>六の二 「略」</p> <p>七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>
<p>六の二 「略」</p> <p>七 爆発の危険のある工室について、設置の状況、火災に対して抵抗性を有する構造となつて、材料の種類を、目</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>

<p>六の二 「略」</p> <p>七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>
<p>六の二 「略」</p> <p>七 爆発の危険のある工室について、設置の状況、火災に対して抵抗性を有する構造及び建築材料の種類を、目視</p>	<p>四・五 「略」</p> <p>六 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>

八 第四条第一項  
第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁

視及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二十六項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二十八項に掲げる完成検査の

八 第四条第一項  
第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁

検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二十五項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二十七項各号に掲げる完成検査の

方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて、ロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて、ロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十一項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十三項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤等を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

九 煙火等の製造  
所の爆発の危険  
のある工室又は  
火薬類一時置場  
に設けた土堤、  
簡易土堤又は防  
爆壁を、別表第  
二第十六項から  
第十八項に掲げ  
る完成検査の方  
法により検査す  
る。ただし、が  
ん具煙火貯蔵庫  
に貯蔵すること  
ができるがん具  
煙火を貯蔵する  
火薬類一時置場  
の場合であつ  
て、土堤、簡易  
土堤又は防爆壁  
を省略したもの  
については、当  
該火薬類一時置  
場の構造等を、  
別表第二第十四  
項に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、放爆  
式構造又は準放  
爆式構造の危険  
工室等を互いに  
連接している場  
合であつて、放  
爆面以外の方向  
の土堤、簡易土  
堤又は防爆壁を  
省略したものに  
ついては、当該  
工室の構造等  
を、目視及び図  
面により検査  
し、製造所外の

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他延焼を遮  
断する措置

九 煙火等の製造  
所の爆発の危険  
のある工室又は  
火薬類一時置場  
に設けた土堤、  
簡易土堤又は防  
爆壁（以下「土  
堤等」という。）  
の構造等を、別  
表第二第十五項  
から第十七項に  
掲げる完成検査  
の方法により検  
査する。ただし、  
がん具煙火貯蔵  
庫に貯蔵するこ  
とができるがん  
具煙火を貯蔵す  
る火薬類一時置  
場の場合であつ  
て、土堤等を省  
略したものにっ  
いては、当該火  
薬類一時置場の  
構造等を、別表  
第二第十三項各  
号に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、放爆  
式構造又は準放  
爆式構造の危険  
工室等を互いに  
連接している場  
合であつて、放  
爆面以外の方向  
の土堤等を省略  
したものにっ  
いては、当該工  
室の構造等を、目  
視及び図面によ  
り検査し、及び  
土堤等を省略し

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の構造等を、別  
表第二第十五項  
に掲げる完成検  
査の方法により  
検査する。ただ  
し、煙火等の製  
造所における危  
険工室及びがん  
具煙火貯蔵庫に  
貯蔵することが  
できるがん具煙  
保安物件に対す  
る保安距離又は  
製造所内の他の  
施設に対する保  
安間隔を目視又  
は測定器具を用  
いた測定により  
検査し、並びに  
土堤、簡易土堤  
又は防爆壁を省  
略した場合であ  
つて、防火壁の  
設置その他の延  
焼を遮断するた  
めの措置を講じ  
ているものにつ  
いては、当該措  
置の状況を、目  
視及び図面によ  
り検査する。

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の構造等を、別  
表第二第十四項  
に掲げる完成検  
査の方法により  
検査する。ただ  
し、煙火等の製  
造所における危  
険工室及びがん  
具煙火貯蔵庫に  
貯蔵することが  
できるがん具煙  
た場合であつ  
て、防火壁の設  
置その他延焼を  
遮断する措置を  
講じているもの  
については、当  
該防火壁の構造  
等を、目視及び  
図面により検査  
する。

<p>十一 第四條第一 項第八号の発火 の危険のある工 室</p>	<p>十一 発火の危険 のある工室の設 置の状況及び耐 火性構造となつ ていることを、 目視及び図面に より検査する。</p>
<p>十二 第四條第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の 延焼を遮断する ための措置</p>	<p>十二 発火の危険 のある工室と他 の施設との間へ の防火壁の設置 その他の延焼を 遮断するための 措置の状況を、 目視及び図面に より検査する。</p>
<p>十三 第四條第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>十三 危険工室の 発火の危険のあ る設備の消火設 備について設置 の状況を、目視 及び図面により 検査し、及び当 該消火設備の性 能を、作動試験 又はその記録に より検査する。</p>

<p>十一 第四條第一 項第八号の発火 の危険のある工 室の耐火性構造</p>	<p>十一 発火の危険 のある工室の設 置の状況及び耐 火性構造を、目 視及び図面によ り検査する。</p>
<p>十二 第四條第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の延 焼を遮断する措 置</p>	<p>十二 発火の危険 のある工室と他 の施設との間へ の防火壁の設置 その他の延焼を 遮断する措置の 状況を、目視及 び図面により検 査する。</p>
<p>十三 第四條第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>十三 危険工室の 発火の危険のあ る設備の消火設 備の設置の状況 を、目視及び図 面により検査 し、及び当該消 火設備の性能 を、作動試験又 はその記録によ り検査する。</p>

<p>十三の二 第四條 第一項第九号の 三の無煙火葉の 分解及び発火を 防止するための措 置並びに当該 無煙火葉が発火 したときに爆発 を防止するため の措置</p>	<p>十四 〔略〕 十五 第四條第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>
<p>十三の二 無煙火 葉を存置する火 葉類一時置場に おける火葉の分 解及び発火を防 止するための措 置並びに当該発 火による爆発を 防止するための 措置の状況を、 目視、図面、測 定器具を用いた 測定及び機器等 の作動試験又は その記録により 検査する。</p>	<p>十四 〔略〕 十五 危険工室の 窓及び出口の扉 について、非常 の際に容易に避 難できる構造と なっていること を、目視及び図 面により検査す る。</p>

<p>十三の二 第四條 第一項第九号の 三のスプリンク ラー設備</p>	<p>十四 〔略〕 十五 第四條第一 項第十一号の危 険工室の窓、出 口及び扉</p>
<p>十三の二 無煙火 葉を存置する火 葉類一時置場に 設けたスプリン クラー設備の設 置の状況を、目 視、図面及び測 定器具を用いた 測定により検査 し、かつ、当該 スプリンクラー 設備の性能を、 作動試験又はそ の記録により検 査する。</p>	<p>十五の二 無煙火 葉を存置する火 葉類一時置場に 設けた窓の暗幕 その他の遮光の ための設備の設 置の状況を、目 視により検査す る。</p>

十五の二 第四條  
第一項第十一号  
ロの危険工室の  
窓及び扉に用い  
る金具

〔削る〕

〔新設〕

〔新設〕

十五の二 危険工  
室の窓及び扉に  
用いる金具の材  
質を、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
摩擦により火葉



十五の三 第四条  
第一項第十一号  
ハの危険工室の  
窓

十六の二 第四条  
第一項第十二号  
口の飛散した火  
葉類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置及び

類が爆発し又は  
発火するおそれ  
がない場合には、  
当該おそれ  
がないことを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
する。

十六 危険工室の  
内面について、  
内面の剥離及び  
内面の一部が火  
葉類に混入する  
ことを防止する  
ための措置の状  
況を、目視又は  
図面により検査  
する。

十六の二 危険工  
室の内面につい  
て、飛散した火  
葉類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置の状

〔新設〕

十六 第四条第一  
項第十二号の危  
険工室の内面

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

飛散した火葉類  
を容易に除去で  
きる措置

十六の三 第四条  
第一項第十二号  
ハの床面の、火  
葉類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

況を、目視又は  
図面により検査  
し、及び飛散し  
た火葉類を容易  
に除去するため  
の措置の状況  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。ただし、火  
葉類が飛散する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十六の三 危険工  
室の床面につい  
て、火葉類が落  
下することによ  
り爆発し又は発  
火することを防  
止するための措  
置の状況を目視  
又は図面により  
検査する。ただ  
し、火葉類が床  
面にこぼれ又は  
落下するおそれ  
がない場合は、  
当該おそれがな  
いことを、目視  
図面又は記録に  
より検査し、火  
葉類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
おそれがない場  
合は、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室内の  
床面

十七 削除

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

〔削る〕

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室内の  
床面の材料を、  
目視又は図面に  
より検査する。

十七 削除

十八 危険工室内  
に原動機及び温  
湿度調整装置が  
据付けられてい  
ないことを、目  
視により検査す  
る。ただし、火  
薬類の爆発又は  
発火を起こすお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔削る〕

〔新設〕

十七 第四条第一  
項第十三号の危  
険工室内の床面

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

十八の二 第四条  
第一項第十四号  
の二の温湿度記  
録計及び温湿度  
調整装置

〔新設〕

十七 危険工室内の  
床面の材料の種  
類及び火薬類の  
浸透又はその粉  
末が侵入しない  
ような措置の状  
況を、目視によ  
り検査する。

十八 危険工室内  
に据付けた原動  
機及び温湿度調  
整装置の爆発又  
は発火を起こす  
おそれのない措  
置の状況を、目  
視により検査す  
る。

十八の二

無煙火  
薬を存置する火  
薬類一時置場に  
設けた温湿度記  
録計の床面から  
の高さを、巻き  
尺その他の測定  
器具を用いた測  
定により検査  
し、かつ、温湿  
度調整装置が防  
爆性能を有する

十九 第四条第一  
項第十五号イの  
危険工室内の機  
械、器具又は容  
器の、摩擦によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火しな  
い構造

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

十九 危険工室内  
の機械、器具又  
は容器につい  
て、摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。ただ  
し、摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十九の二 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、振動又は  
衝撃により火薬  
類が爆発し又は  
発火しない構造  
となつているこ  
とを、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
振動又は衝撃に  
より火薬類が爆  
発し又は発火す  
るおそれがない

十九 第四条第一  
項第十五号の危  
険工室内の機  
械、器具又は容  
器

〔新設〕

十九 危険工室内  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器に  
ついて、鉄と鉄  
との摩擦がな  
く、摩擦部には  
滑剤を塗布し、  
かつ、動揺、脱  
落、腐しよく又  
は火薬類の粉末  
の付着若しくは  
侵入を防ぐ構造  
となつているこ  
とを、目視によ  
り検査する。

〔新設〕

十九 危険工室内  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器に  
ついて、鉄と鉄  
との摩擦がな  
く、摩擦部には  
滑剤を塗布し、  
かつ、動揺、脱  
落、腐しよく又  
は火薬類の粉末  
の付着若しくは  
侵入を防ぐ構造  
となつているこ  
とを、目視によ  
り検査する。

十九の三 第四条  
第一項第十五号  
ハの危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、腐食  
により火薬類が  
変質し又は爆発  
し若しくは発火  
しない構造

十九の四 第四条  
第一項第十五号  
二の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、火薬  
類の付着、浸透  
又は浸入により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

場場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

十九の三 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、腐食によ  
り火薬類が変質  
し又は爆発し若  
しくは発火しな  
い構造となつて  
いることを、目  
視又は図面によ  
り検査する。た  
だし、腐食によ  
り火薬類が変質  
し又は爆発し若  
しくは発火する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十九の四 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、火薬類の  
付着、浸透又は  
浸入により火薬  
類が爆発し又は  
発火しない構造  
となつているこ  
とを、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
火薬類の付着、  
浸透又は浸入に  
より火薬類が爆

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二十 第四条第一  
項第十六号の危  
険工室内の暖房  
装置

二十一 第四条第  
一項第十七号の  
パラフィン槽の過  
熱による火薬類  
の爆発又は発火  
を防止するため  
の措置

二十二 第四条第  
一項第十八号の  
危険工室又は火  
薬類一時置場を  
照明する設備

発し又は発火す  
るおそれがない  
場場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

二十 危険工室内  
の暖房装置につ  
いて、火薬類の  
爆発又は発火を  
防止するための  
措置の状況を、  
目視又は図面に  
より検査すると  
ともに、燃焼し  
やすい物との隔  
離の状況を、目  
視により検査す  
る。

二十一 危険工室  
内のパラフィン  
槽について、パ  
ラフィンの過熱  
による火薬類の  
爆発又は発火を  
防止するための  
措置の状況を、  
目視、図面又は  
機器等の作動試  
験若しくはその  
記録により検査  
する。  
二十二 危険工室  
又は火薬類一時  
置場を照明する  
設備について、  
漏電、可燃性ガ  
ス、粉じん等に  
より火薬類が爆

二十 第四条第一  
項第十六号の危  
険工室内の暖房  
装置

二十一 第四条第  
一項第十七号の  
危険工室内の高  
熱源を使用する  
パラフィン槽に  
付けられた安全  
装置

二十二 第四条第  
一項第十八号の  
危険工室又は火  
薬類一時置場の  
照明設備

二十 危険工室内  
の暖房装置の熱  
源の種類、設置  
の状況及びその  
熱面に火薬類の  
粉末又は塵あ  
いの付着を避ける  
措置の状況を、  
目視により検査  
する。

二十一 危険工室  
内の高熱源を使  
用するパラフィ  
ン槽に付けられ  
た安全装置の取  
付け状況を目視  
により検査し、  
及び当該安全装  
置の機能を、作  
動試験又はその  
記録により検査  
する。  
二十二 危険工室  
又は火薬類一時  
置場に設けられ  
た照明設備の漏  
電、可燃性ガス、  
粉じん等に対す  
る安全な防護装

二十五 「略」

二十四 第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の揭示

二十三 第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部に接する接合部における接合部

二十五 「略」

二十四 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接合部の状況を、接合部抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十三 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接合部の状況を、接合部抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十五 「略」

二十四 第四条第一項第二十号の危険工室等の揭示板

二十三 第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部に接する接合部

二十五 「略」

二十四 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接合部の状況を、接合部抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十三 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接合部の状況を、接合部抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十六 削除

二十七 第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十八 第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

二十六 削除

二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

二十六 第四条第一項第二十二号の火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁

二十七 第四条第一項第二十二号の二の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐ措置

二十八 第四条第一項第二十二号の三の硝化設備等の温度測定装置

二十九 第四条第一項第二十二号の四の加圧装置の安全装置

二十六 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁について、隙間がなく、かつ、水洗に耐え表面を滑らかにする措置の状況を、目視により検査する。

二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備の温度測定装置の設置状況を、目視により検査し、及び当該温度測定装置の精度を、温度測定装置精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十九 火薬類を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動

〔削る〕

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
四の静電気によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

〔削る〕

措置の状況を、  
目視、図面又は  
機器等の作動試  
験若しくはその  
記録により検査  
する。ただし、  
当該火薬類又は  
その原料が、加  
圧により爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔削る〕

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
五の静電気を発  
生し、爆発又は  
発火するおそれ  
のある設備の静  
電気を除去する  
措置  
三十の二 第四  
条第一項第二十  
二号の五の二の  
雷薬又は滝剤の  
配合及びん薬を

〔削る〕

試験又はその記  
録により検査す  
る。  
三十 火薬類の製  
造中に静電気を  
発生し、爆発又  
は発火するおそ  
れのある設備の  
静電気を除去す  
る措置の状況を、  
目視及びび記  
録により検査す  
る。  
三十の二 雷薬又  
は滝剤の配合及  
びてん薬を行う  
危険工場の床及  
び作業台の導電

三十一 削除

三十二 第四条第  
一項第二十三号  
の可燃性ガス又  
は有毒ガスの排  
気装置

三十一 削除

三十二 可燃性ガ  
ス又は有毒ガス  
の排気装置につ  
いて、設置の状  
況を、目視及び  
図面により検査  
し、及び当該装  
置の性能を、作  
動試験又はその  
記録により検査  
する。ただし、  
可燃性ガス又は  
有毒ガスが発散  
するおそれがない  
場合には、当  
該おそれがない  
ことを、目視、  
図面又は記録に  
より検査する。

三十一 第四条第  
一項第二十二号  
の六の静電気に  
より爆発又は発  
火するおそれの  
ある火薬類を取  
り扱う危険工  
等における身体  
に帯電した静電  
気除去設備

三十二 第四条第  
一項第二十三号  
の可燃性ガス等  
の発散するおそ  
れのある工場の  
ガス排気装置

三十一 静電気に  
より爆発又は発  
火のおそれのあ  
る火薬類を取り  
扱う危険工  
等における身体に  
帯電した静電  
気を除去する設  
備の設置の状  
況を、目視によ  
り検査する。

性マットの敷設  
並びに接地の状  
況を、目視及び  
記録により検査  
する。  
三十一 静電気に  
より爆発又は発  
火のおそれのあ  
る火薬類を取り  
扱う危険工  
等における身体に  
帯電した静電  
気を除去する設  
備の設置の状  
況を、目視によ  
り検査する。  
三十二 可燃性ガ  
ス又は有毒ガス  
の発散するおそ  
れのある工場の  
ガス排気装置の  
設置の状況を、  
目視及び図面に  
より検査し、及  
び当該装置の性  
能を、作動試験  
又はその記録に  
より検査する。

三十三 〔略〕  
三十四 第四条第  
一項第二十四号  
の火葉類を乾燥  
する工室内の加  
温装置

三十五 第四条第  
一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

三十六 第四条第  
一項第二十四号  
の三の爆発の危  
険のある日乾場  
の簡易土堤等及  
び発火の危険の  
ある日乾場とそ  
の他の施設との  
間への防火壁の  
設置その他の延  
焼を遮断するた  
めの措置

三十三 〔略〕  
三十四 火葉類を  
乾燥する工室内  
に設置された加  
温装置について、乾燥中に火  
葉類が爆発し又  
は発火しないた  
めの措置の状況  
を、目視及び図  
面により検査  
し、及び当該加  
温装置の性能  
を、作動試験又  
はその記録によ  
り検査する。

三十五 日乾場の  
乾燥台について、火葉類の落  
下による爆発又  
は発火を防止す  
るための措置及  
び砂じん等の混  
入を防止するた  
めの措置の状況  
を、目視又は巻  
尺その他の測定  
器具を用いた測  
定により検査す  
る。

三十六 爆発の危  
険のある日乾場  
とその他の施設と  
の間に設置した  
簡易土堤又は防  
爆壁を、別表第  
二第十七項又は  
別表第二第十八  
項に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、発火  
の危険のある日  
乾場とその他の

三十三 〔略〕  
三十四 第四条第  
一項第二十四号  
の火葉類を乾燥  
する工室内の加  
温装置

三十五 第四条第  
一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

三十六 第四条第  
一項第二十四号  
の三の爆発の危  
険のある日乾場  
の簡易土堤等及  
び発火の危険の  
ある日乾場とそ  
の他の施設との  
間への防火壁の  
設置その他の延  
焼を遮断する措  
置

三十三 〔略〕  
三十四 火葉類を  
乾燥する工室内  
に設置された加  
温装置の設置の  
状況を、目視及  
び図面により検  
査し、及び当該  
加温装置の性能  
を、作動試験又  
はその記録によ  
り検査する。

三十五 日乾場の  
乾燥台の高さ  
を、巻尺その他  
の測定器具を用  
いた測定により  
検査する。

三十六 爆発の危  
険のある日乾場  
とその他の施設と  
の間に設置した  
簡易土堤又は防  
爆壁の構造等  
を、別表第二第  
十六項各号又は  
別表第二第十七  
項に掲げる完成  
検査の方法によ  
り検査し、発火  
の危険のある日

三十七 第四条第  
一項第二十四号  
の四の日乾場の  
放冷するための  
設備

三十七の二 第四  
条第一項第二十  
四号の五の星打  
ち場又は星掛け  
場の日光の直射  
を防ぐための措  
置

施設との間への  
防火壁の設置そ  
の他の延焼を遮  
断するための措  
置の状況を、目  
視、図面及び測  
定器具を用いた  
測定により検査  
し、及び当該日  
乾場とその他の  
施設との距離  
を、巻尺その他  
の測定器具を用  
いた測定により  
検査する。た  
だし、目視及び図  
面により容易に  
判定できる場合  
に限り、目視及  
び図面による検  
査に代えること  
ができる。

三十七 日乾場の  
火葉類を放冷す  
るための設備の  
有無を、目視に  
より検査する。  
ただし、日乾作  
業終了後火葉類  
を放冷する必要  
がない場合に  
は、火葉類を放  
冷する必要がな  
いことを、目視、  
図面又は記録に  
より検査する。

三十七の二 星打  
ち場又は星掛け  
場における日光  
の直射を防ぐた  
めの措置の状況  
を、目視により  
検査する。

三十七 第四条第  
一項第二十四号  
の四の日乾場の  
放冷するための  
設備

〔新設〕

乾燥とその他の  
施設との間への  
防火壁の設置そ  
の他の延焼を遮  
断する措置の状況  
を、目視、図面  
及び測定器具を  
用いた測定によ  
り検査し、及び  
当該日乾場とそ  
の他の施設との  
距離を、巻尺そ  
の他の測定器具  
を用いた測定に  
より検査する。  
ただし、目視及  
び図面により容  
易に判定できる  
場合に限り、目  
視及び図面によ  
る検査に替える  
ことができる。

〔新設〕

三十八 第四条第  
一項第二十五号  
イの爆発試験場  
等

三十八の二 第四  
条第一項第二十  
五号口の土堤、  
防爆壁又は防火  
壁その他の延焼  
を遮断するため  
の措置

三十八 爆発試験  
場、燃焼試験場、  
発射試験場又は  
廃棄焼却場につ  
いて、危険区域  
内に設置されて  
いることを、目  
視により検査す  
る。

三十八の二 土堤  
又は防爆壁を設  
置したものにっ  
いては、土堤又  
は防爆壁を、別  
表第二十六項  
又は第十八項に  
掲げる完成検査  
の方法により検  
査し、防火壁そ  
の他の延焼を遮  
断するための措  
置を講じたもの  
については、当  
該措置の状況を、  
目視及び図  
面により検査す  
る。ただし、火  
薬類が爆発し又  
は発火すること  
により周辺の施  
設に危害を及ぼ  
すおそれがない  
場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

三十八 第四条第  
一項第二十五号  
の爆発試験場等

〔新設〕

三十八 爆発試験  
場、燃焼試験場、  
発射試験場又は  
廃棄焼却場につ  
いて、危険区域  
内に設置し、か  
つ、その周囲の  
樹木、雑草等を  
伐採した状況を、  
目視により  
検査する。

〔新設〕

三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の  
火災を防止する  
ための措置

三十九 第四条第  
一項第二十六号  
の火薬類等の運  
搬容器

三十九の二 〔略〕  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

四十一 第四条第  
一項第二十八号  
の火薬類の運搬  
通路の路面及び  
勾配

三十八の三 周囲  
の火災を防止す  
るための措置の  
状況を、目視、  
図面又は機器等  
の作動試験若し  
くはその記録に  
より検査する。

三十九 火薬類又  
はその原料を運  
搬する容器につ  
いて、当該火薬  
類又はその原料  
と化学反応を起  
こさない材料を  
使用し、かつ、  
確実に蓋のでき  
る構造となつて  
いることを、目  
視及び記録によ  
り検査する。

三十九の二 〔略〕

四十 危険区域内  
で火薬類を運搬  
する運搬車につ  
いて、運搬する  
火薬類その他周  
囲の火薬類の爆  
発又は発火を防  
止するための措  
置の状況を、目  
視及び図面等に  
より検査する。

四十一 火薬類の  
運搬通路につい  
て、路面及び勾  
配の状況を、目  
視又は測定器具  
を用いた測定若  
しくはその記録  
により検査す  
る。

〔新設〕

三十九 第四条第  
一項第二十六号  
の火薬類等の運  
搬容器

三十九の二 〔略〕  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

四十一 第四条第  
一項第二十八号  
の火薬類の運搬  
通路の路面及び  
勾配

〔新設〕

三十九 火薬類又  
はその原料を運  
搬する容器につ  
いて、収容物と  
化学反応を起こ  
さない材料を使  
用し、かつ、確  
実にふたのでき  
る構造となつて  
いることを、目  
視及び記録によ  
り検査する。

三十九の二 〔略〕  
四十 危険区域内  
で火薬類を運搬  
する運搬車の構  
造を、目視及び  
図面等により検  
査する。

四十一 火薬類の  
運搬通路の路面  
の状況を目視に  
より検査し、当  
該路面の勾配  
を水準器その他  
の測定器具を用  
いた測定又はそ  
の記録により検

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一 第四条第二項において準用する第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目

二 五 [略] [削る]

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一 前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十号、第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二 五 [略] [削る]

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

〔新設〕

一 四 [略] 五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

〔新設〕

一 四 [略] 五 不発弾等解撤工室の内面に於いて、土砂類のはく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表

六 削除

七 [略] 八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

六 削除

七 [略] 八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

六 第四条第二項第六号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面

七 [略] 八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項第九号の解撤作業中における温度上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置

六 不発弾等解撤工室の床面の材料の種類及び火薬類の浸透又はその粉末が侵入しないような措置の状況を、目視により検査する。

七 [略] 八 解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。



十 [略]  
十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場

十一の二 第四条第二項第十一号の土堤、防壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三 第四条第二項第十一号の周囲の火災

十 [略]  
十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二 土堤又は防壁を設置したものに付いては、土堤又は防壁を、別表第二十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火葉類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。  
十一の三 周囲の火災を防止するための措置の状

十 [略]  
十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場

[新設]

[新設]

十 [略]  
十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。

[新設]

[新設]

を防止するための措置

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合  
一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況

二 [略]  
三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

四 第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室の有無並びに第四条の二において準用する

況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。

二 [略]  
三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合に付いて、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四 移動式製造設備用工室の有無を、目視により検査し、並びに別表第一第一項第十号、第十一

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合  
一 第四条の二第一項第一号の標識、揭示板、移動区域、境界さく及び警戒札

二 [略]  
三 第四条の二第一項第三号の防火のための空地

四 第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室

一 製造所の標識、揭示板、境界さく及び警戒札の設置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。

二 [略]  
三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の幅を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の幅を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。  
四 移動式製造設備用工室の有無を、目視により検査する。

十 削除	九 削除	<p>第四条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目五〇七 「略」</p> <p>八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突</p>
十 削除	九 削除	<p>号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで及び第二十七号の方法により検査する。</p> <p>五〇七 「略」</p> <p>八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないこと、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>
<p>十 第四条の二第一項第十号の移動式製造設備用工室の耐火構造</p>	<p>九 第四条の二第一項第九号の避雷装置</p>	<p>五〇七 「略」</p> <p>八 第四条の二第一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>
<p>十 移動式製造設備用工室の設置の状況及び耐火構造を、目視及び図面により検査する。</p>	<p>九 移動式製造設備用工室に設置されている避雷装置の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査する。</p>	<p>五〇七 「略」</p> <p>八 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 削除</p>	<p>十四 削除</p>	<p>十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備</p> <p>十二 削除</p> <p>十三 削除</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 削除</p>	<p>十四 削除</p>	<p>十一 移動式製造設備の消火設備について設置の状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十二 削除</p> <p>十三 削除</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 第四条の二第一項第十六号の移動式製造設備用工室の床面</p>	<p>十四 第四条の二第一項第十四号の移動式製造設備用工室の内面</p>	<p>十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の耐火構造及び消火設備及び消火設備</p> <p>十二 第四条の二第一項第十二号の工室の付近の消火の設備</p> <p>十三 第四条の二第一項第十三号の移動式製造設備用工室の窓、出口及び扉</p>
<p>十五 「略」</p> <p>十六 移動式製造設備の床面の特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸</p>	<p>十四 移動式製造設備用工室の内面について、土砂類のはく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表さない構造となつていることを、目視により検査する。</p> <p>十一 移動式製造設備の耐火構造及び消火設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十二 移動式製造設備用工室の付近の消火設備の有無を、目視により検査する。</p> <p>十三 移動式製造設備用工室に設けた窓及び出口の設置の状況、構造並びに窓ガラスの不透明性を、目視及び図面により検査する。</p>	

十七 削除

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法及  
び製造方法

十七 削除

十八 製造し及び  
運搬する火薬類  
並びに周囲の火  
薬類の爆発又は  
発火を起こすお  
それがない車両  
が使用されてい  
ることを、目視、  
図面、記録又は  
測定器具を用い  
た測定により検  
査し、製造のた  
め車両の動力を  
使用する場合に  
あつては、移動  
と製造とが同時  
にできない構造  
であることを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
し、製造のため  
車両の動力を使  
用しない場合に  
あつては、製造  
のための動力  
は、特定硝酸ア  
ンモニウム系爆  
薬を爆発し又は

十七 第四条の二  
第一項第十七号

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法

の移動式製造設  
備用室内の原  
動機据付け制限

十七 移動式製造  
設備用室内に  
据付けた原動機  
の爆発又は発火  
を起こすおそれ  
のない措置の状  
況を、目視によ  
り検査する。

透し、又は、侵  
入しないような  
措置の状況を、  
目視により検査  
する。  
十八 デイゼル  
車の構造等を目  
視、図面及び測  
定器具を用いた  
測定により検査  
し、及び移動式  
製造設備の移動  
に用いるディー  
ゼル車の動力に  
ついて、製造と  
同時に移動に使  
用できず、かつ、  
製造に使用しな  
い場合に爆発又  
は発火しない構  
造となつている  
ことを、目視に  
より検査し、必  
要に応じ図面又  
は記録により検  
査する。

十九 第四条の二  
第一項第十九号

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
の移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器の、  
摩擦により特定  
硝酸アンモニウ  
ム系爆薬が爆発  
し又は発火しな  
い構造

十九の二 第四条  
の二第一項第十  
九号口の移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、振動又は  
衝撃により特定  
硝酸アンモニウ  
ム系爆薬が爆発  
し又は発火しな  
い構造

発火させるおそ  
れがないもので  
あることを、目  
視、図面又は記  
録により検査す  
る。

十九 移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器につ  
いて、摩擦によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が爆発し又は発  
火しない構造と  
なつていること  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。

十九の二 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動又は衝撃によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が爆発し又は発  
火しない構造と  
なつていること  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。

十九 第四条の二  
第一項第十九号

の移動式製造設  
備用室内又は移  
動式製造設備の  
機械、器具又は  
容器

〔新設〕

十九 移動式製造  
設備用室内又は  
移動式製造設備  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器に  
ついて、鉄と鉄  
との摩擦がな  
く、摩擦部には  
滑剤を塗布し、  
かつ、動揺、脱  
落、腐しよく又  
は特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
の付着、浸透若  
しくは浸入を防  
ぐ構造となつて  
いることを、目  
視により検査す  
る。

〔新設〕

十九の二 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動又は衝撃によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が爆発し又は発  
火しない構造と  
なつていること  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。

十九の三 第四条  
の二第一項第十  
九号ハの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、腐食によ  
り特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
が変質し又は爆  
発し若しくは発  
火しない構造

十九の四 第四条  
の二第一項第十  
九号ニの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器の、特定硝酸  
アンモニウム系  
爆薬の付着、浸  
透又は浸入によ  
り爆発し又は発  
火しない構造

十九の五 第四条  
の二第一項第十  
九号ホの移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器が振動、衝撃  
等により変形し  
ない構造

二十 削除

十九の三 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、腐  
食により特定硝  
酸アンモニウム  
系爆薬が変質し  
又は爆発し若し  
くは発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。

十九の四 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、特  
定硝酸アンモニ  
ウム系爆薬の付  
着、浸透又は浸  
入により爆発し  
又は発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。

十九の五 移動式  
製造設備の機  
械、器具又は容  
器について、振  
動、衝撃等によ  
り変形しない構  
造となつている  
ことを、目視又  
は図面により検  
査する。

二十 削除

[新設]

[新設]

[新設]

二十 第四条の二  
第一項第二十号  
の移動式製造設  
備用工場又は移  
動式製造設備の  
暖房装置

[新設]

[新設]

[新設]

二十 移動式製造  
設備用工場又は  
移動式製造設備  
の暖房装置の熱  
源の種類、設置  
の状況及びその

二十一 第四条の  
二第一項第二十  
一号の移動式製  
造設備を照明す  
る設備

二十二 第四条の  
二第一項第二十  
二号の移動式製  
造設備の機械設  
備の金属部に  
おける接地

二十三 第四条の  
二第一項第二十  
三号の移動式製  
造設備又は廃棄  
焼却場における  
特定硝酸アンモ  
ニウム系爆薬の  
停滞量等の揭示

二十一 移動式製  
造設備に設けら  
れた照明設備の  
漏電、可燃性ガ  
ス、粉じん等  
に対する安全な防  
護装置、電灯及  
び電気配線の設  
置の状況を、目  
視又は図面によ  
り検査する。

二十二 移動式製  
造設備の機械設  
備の金属部に  
ついて、接地の状  
況を、接地抵抗  
測定用器具を用  
いた測定又はそ  
の記録により検  
査する。

二十三 移動式製  
造設備又は廃棄  
焼却場の特定硝  
酸アンモニウム  
系爆薬の停滞  
量、同時に存置  
することができる  
特定硝酸アン  
モニウム系爆薬  
の原料の種類及  
び最大数量、定  
員、注意事項そ

二十一 第四条の  
二第一項第二十  
一号の移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備の照明設備

二十二 第四条の  
二第一項第二十  
二号の移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備の機械設備の  
金属部の接地

二十三 第四条の  
二第一項第二十  
三号の移動式製  
造設備用工場、  
移動式製造設備  
又は廃棄焼却場  
の揭示板

熱面に特定硝酸  
アンモニウム系  
爆薬又は塵あい  
の付着を避ける  
措置の状況を、  
目視により検査  
する。

二十一 移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備に設けられた  
照明設備の漏  
電、可燃性ガス、  
粉じん等に対す  
る安全な防護装  
置、電灯及び電  
気配線の設置の  
状況を、目視に  
より検査する。

二十二 移動式製  
造設備用工場又  
は移動式製造設  
備の機械設備の  
金属部の接地の  
状況を、接地抵  
抗測定用器具を  
用いた測定又は  
その記録により  
検査する。  
二十三 移動式製  
造設備用工場、  
移動式製造設備  
又は廃棄焼却場  
の揭示板の設置  
の状況及び記載  
内容を、目視に  
より検査する。

二十四 削除

の他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、目視により検査する。

二十四 削除

二十五 削除

二十五 削除

二十六 第四条の

二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十七・二十八

〔略〕

二十九 第四条の

二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特

二十七・二十八

〔略〕

二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特

二十四 第四条の

二第一項第二十四号の移動式製造設備用工室内に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置

二十五 第四条の

二第一項第二十五号の移動式製造設備用工室内の天井及び内壁

二十六 第四条の

二第一項第二十六号の移動式製造設備用工室内は移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐ措置

二十七・二十八

〔略〕

二十九 第四条の

二第一項第二十九号の移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙につ

二十四 移動式製造設備用工室内に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、目視により検査する。

二十五 移動式製造設備用工室内の天井及び内壁について、隙間がなく、かつ、水洗に耐え表面を滑らかにする措置の状況を、目視により検査する。

二十六 移動式製造設備用工室内は移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

二十七・二十八

〔略〕

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙につ

れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十一 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付けるためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備で、発火又は爆発するおそれのある設備の安全装置

定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、目視及び記録により検査する。

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備で、発火又は爆発するおそれのある設備の安全装置

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

触れる回転部と内壁の間隙

三十一 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付けるためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

いて、目視及び記録により検査する。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十二 第四条の二 第一項第三十号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三 第四条の二 第一項第三十号イの廃棄焼却場

三十三の二 第四条の二 第一項第三十三号口の土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつてい

三十三 廃棄焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十三の二 土堤又は防爆壁を設置したものに ついては、土堤又は防爆壁を、別表第二十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当

三十二 第四条の二 第一項第三十号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三 第四条の二 第一項第三十号の廃棄焼却場

〔新設〕

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、収容物と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造となつてい

三十三 移動区域内の廃棄焼却場について、移動区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。

〔新設〕

<p>三十三の三 第四条の二 第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置</p>	<p>該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。</p> <p>三十三の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p> <p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p> <p>保安検査の方法</p> <p>1 製造設備が定式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視により検査する。</p>

<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p> <p>保安検査の方法</p> <p>1 製造設備が定式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識、第一号の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 製造所の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設の設置制限	三 第四条第一項 第三号の火災による延焼を防止するための措置	四・五 「略」 六 第四条第一項 第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突
------------------------------	-----------------------------------	--

二 危険区域に設置した施設の種類の、目視により検査する。	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合に、火災について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	四・五 「略」 六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないこと を、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
------------------------------	---	---

二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設設置制限	三 第四条第一項 第三号の防火のための空地	四・五 「略」 六 第四条第一項 第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突
-----------------------------	--------------------------	--

二 危険区域に設置した施設の種類の、目視により検査する。	三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。	四・五 「略」 六 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
------------------------------	---	--

六の二 第四条第一項 第五号の危険区域内の原料薬品貯蔵所	七 「略」 八 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁
---------------------------------	--

六の二 危険区域内に設けた原料薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。	七 「略」 八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四十八項に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の
---	--

〔新設〕	七 「略」 八 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁
------	--

〔新設〕	七 「略」 八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四十五項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に替えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四十七項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の
------	--

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

場合であつて、  
土堤を省略した  
ものについては、  
当該火薬類  
一時置場の維持  
管理状況を、別  
表第四第十二項  
第一号に掲げる  
保安検査の方法  
により検査し、  
導火線を保管す  
る火薬類一時置  
場の場合であつ  
て、土堤を省略  
したものについ  
ては、当該火薬  
類一時置場の維  
持管理状況を、  
別表第四第十四  
項に掲げる保安  
検査の方法によ  
り検査する。

九 土堤、簡易土  
堤又は防爆壁の  
維持管理状況を、  
別表第四第十  
六項から第十  
八項までに掲げ  
る保安検査の方  
法により検査す  
る。ただし、が  
ん具煙火貯蔵庫  
に貯蔵すること  
ができるがん具  
煙火を貯蔵する  
場合であつて、  
土堤、簡易土  
堤又は防爆壁

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬  
類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他延焼を遮  
断する措置

類一時置場の場  
合であつて、土  
堤を省略したもの  
については、  
当該火薬類一時  
置場の維持管理  
状況を、別表第  
四第十一項各号  
に掲げる保安検  
査の方法により  
検査し、導火線  
を保管する火薬  
類一時置場の場  
合であつて、土  
堤を省略したもの  
については、  
当該火薬類一時  
置場の維持管理  
状況を、別表第  
四第十三項各号  
に掲げる保安検  
査の方法により  
検査する。

九 土堤等の維持  
管理状況を、別  
表第四第十五項  
から第十七項に  
掲げる保安検査  
の方法により検  
査する。ただし、  
がん具煙火貯蔵  
庫に貯蔵するこ  
とができるがん  
具煙火を貯蔵す  
る火薬類一時置  
場の場合であつ  
て、土堤等を省  
略したものに  
ついては、当該火  
薬類一時置場の

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

を省略したもの  
については、当  
該火薬類一時置  
場の維持管理状  
況を、別表第四  
第十四項に掲げ  
る保安検査の方  
法により検査  
し、土堤、簡易  
土堤又は防爆壁  
を省略した場合  
であつて、防火  
壁の設置その他  
の延焼を遮断す  
るための措置を  
講じているもの  
については、当  
該措置の維持管  
理状況を、目視  
により検査す  
る。

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の維持管理状況  
を、別表第四第  
十五項に掲げる  
保安検査の方法  
により検査す  
る。ただし、煙  
火等の製造所に  
おける危険工室  
及びがん具煙火  
貯蔵庫に貯蔵す  
ることができる  
がん具煙火並び

十 第四条第一項  
第七号の三の避  
雷装置

維持管理状況を、  
別表第四第十  
三項各号に掲  
げる保安検査の  
方法により検査  
し、土堤等を省  
略した場合であ  
つて、防火壁の  
設置その他延焼  
を遮断する措置  
を講じているも  
のについては、  
当該防火壁の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

十 危険工室及び  
火薬又は爆薬の  
停滞量（火工品  
にあつてはその  
原料をなす火薬  
又は爆薬の停滞  
量）が百キログ  
ラムを超える火  
薬類一時置場に  
設けた避雷装置  
の維持管理状況  
を、別表第四第  
十四項に掲げる  
保安検査の方法  
により検査す  
る。ただし、煙  
火等の製造所に  
おける危険工室  
及びがん具煙火  
貯蔵庫に貯蔵す  
ることができる  
がん具煙火並び



十四 [略]

十一 [略]

十二 第四号第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

十三 [略]

十三の二 第四号第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置

十四 [略]

十一 [略]

十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十三 [略]

十三の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十四 [略]

十一 [略]

十二 第四号第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置

十三 [略]

十三の二 第四号第一項第九号の三のスプリンクラー設備

十四 [略]

十一 [略]

十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十三 [略]

十三の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けたスプリンクラー設備の維持管理状況を、目視により検査し、かつ、当該スプリンクラー設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

十五 第四号第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉

十五の二 第四号第一項第十一号ロの危険工室の扉及び窓に用いる金具

十五の三 第四号第一項第十一号ハの危険工室の窓

十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていないことを、目視により検査する。

十五の二 危険工室の窓及び扉に用いる金具の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五の三 危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五 第四号第一項第十一号の危険工室の窓、出口及び扉

十五の二 第四号第一項第十一号の二の暗幕その他の遮光のための設備

[新設]

十五 危険工室に設けた窓及び出口の維持管理状況を、目視により検査する。

十五の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けた窓の暗幕その他の遮光のための設備の維持管理状況を、目視により検査する。

[新設]

十六 第四条第一  
項第十二号イの  
内面の剥離及び  
内面の一部が火  
薬類に混入する  
ことを防止する  
ための措置

十六の二 第四条  
第一項第十二号  
口の飛散した火  
薬類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置及び  
飛散した火薬類  
を容易に除去で  
きる措置

十六の三 第四条  
第一項第十二号  
ハの床面の、火  
薬類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

十六 危険工室の  
内面の剥離及び  
内面の一部が火  
薬類に混入する  
ことを防止する  
ための措置の維  
持管理状況を、  
目視又は図面に  
より検査する。

十六の二 危険工  
室の内面につい  
て、飛散した火  
薬類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置の維  
持管理状況を、  
目視又は図面に  
より検査し、及  
び飛散した火薬  
類を容易に除去  
するための措置  
の維持管理状況  
を、目視又は図  
面により検査す  
る。ただし、火  
薬類が飛散する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十六の三 危険工  
室の床面につい  
て、火薬類が落  
下することによ  
り爆発し又は発  
火することを防  
止するための措  
置の維持管理状

十六 第四条第一  
項第十二号の危  
険工室の内面

〔新設〕

〔新設〕

十六 危険工室の  
内面の維持管理  
状況を、目視に  
より検査する。

〔新設〕

〔新設〕

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室の  
床面

十七 削除

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

況を、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
火薬類が床面に  
こぼれ又は落下  
するおそれがな  
い場合は、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査し、火薬  
類が落下するこ  
とにより爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
は、当該おそれ  
がないことを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
する。

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室の  
床面の維持管理  
状況を、目視又  
は図面により検  
査する。

十七 削除

十八 危険工室内  
に原動機及び温  
湿度調整装置が  
据付けられてい  
ないことを、目  
視により検査す  
る。ただし、火  
薬類の爆発又は  
発火を起こすお  
それがない場合

〔新設〕

十七 第四条第一  
項第十三号の危  
険工室の床面

十八 第四条第一  
項第十四号の危  
険工室内の原動  
機及び温湿度調  
整装置据付け制  
限

〔新設〕

十七 危険工室の  
床面の維持管理  
状況を、目視に  
より検査する。

十八 危険工室内  
に据付けた原動  
機及び温湿度調  
整装置の維持管  
理状況を、目視  
により検査す  
る。

〔削る〕

十九 第四条第一  
項第十五号イの  
危険工室内の機  
械、器具又は容  
器の、摩擦によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火しな  
い構造

〔削る〕

には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。  
十九 危険工室内  
の機械、器具又  
は容器につい  
て、摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造となつてい  
ることを、目視  
又は図面により  
検査する。ただ  
し、摩擦により  
火薬類が爆発し  
又は発火するお  
それがない場合  
には、当該おそ  
れがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

十八の二 第四条  
第一項第十四号  
の二の温湿度記  
録計及び温湿度  
調整装置

十九 第四条第一  
項第十五号の危  
険工室内の機  
械、器具又は容  
器

十八の二

無煙火  
薬を存置する火  
薬類一時置場に  
設けた温湿度記  
録計及び温湿度  
調整装置の維持  
管理状況を、目  
視により検査  
し、かつ、当該  
火薬類一時置場  
内の温度及び相  
対湿度の推移  
を、記録により  
検査する。  
十九 危険工室内  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器の  
維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

十九の三 第四条  
第一項第十五号  
ハの危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、腐食  
により火薬類が  
変質し又は爆発  
し若しくは発火  
しない構造

十九の二 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、振動又は  
衝撃により火薬  
類が爆発し又は  
発火しない構造  
となつているこ  
とを、目視又は  
図面により検査  
する。ただし、  
振動又は衝撃に  
より火薬類が爆  
発し又は発火す  
るおそれがない  
場合には、当該  
おそれがないこ  
とを、目視、図  
面又は記録によ  
り検査する。

十九の三 危険工  
室内の機械、器  
具又は容器につ  
いて、腐食によ  
り火薬類が変質  
し又は爆発し若  
しくは発火する  
おそれがない場  
合には、当該お  
それがないこと  
を、目視、図面  
又は記録により  
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

十九の四 第四条  
 第一項第十五号  
 二の危険室内の  
 機械、器具又  
 は容器の、火薬  
 類の付着、浸透  
 又は浸入により  
 又は浸入により  
 火薬類が爆発し  
 又は発火しない  
 構造

二十 第四条第一  
 項第十六号の危  
 険室内の暖房  
 装置

二十一 第四条第  
 一項第十七号の  
 パラフィンの過  
 熱による火薬類  
 の爆発又は発火  
 を防止するため  
 の措置

十九の四 危険工  
 室内の機械、器  
 具又は容器につ  
 いて、火薬類の  
 付着、浸透又は  
 浸入により火薬  
 類が爆発し又は  
 発火しない構造  
 となつているこ  
 とを、目視又は  
 図面により検査  
 する。ただし、  
 火薬類の付着、  
 浸透又は浸入に  
 より火薬類が爆  
 発し又は発火す  
 るおそれがない  
 場合には、当該  
 おそれがないこ  
 とを、目視、図  
 面又は記録によ  
 り検査する。

二十 危険工室内  
 の暖房装置につ  
 いて、火薬類の  
 爆発又は発火を  
 防止するための  
 措置の維持管理  
 状況を、目視又  
 は図面により検  
 査するとともに  
 燃焼しやす  
 い物との隔離の  
 維持管理状況  
 を、目視により  
 検査する。

二十一 危険工室  
 内のパラフィン  
 槽について、パ  
 ラフィンの過熱  
 による火薬類の  
 爆発又は発火を  
 防止するための

[新設]

二十 第四条第一  
 項第十六号の危  
 険室内の暖房  
 装置

二十一 第四条第  
 一項第十七号の  
 危険室内の高  
 熱源を使用する  
 パラフィン槽に  
 付けられた安全  
 装置

[新設]

二十 危険工室内  
 の暖房装置の維  
 持管理状況を、  
 目視により検査  
 する。

二十一 危険工室  
 内の高熱源を使  
 用するパラフィ  
 ン槽に付けられ  
 た安全装置の維  
 持管理状況を目  
 視により検査

二十二 第四条第  
 一項第十八号の  
 危険工室又は火  
 薬類一時置場を  
 照明する設備

二十三 第四条第  
 一項第十九号の  
 危険室内の機  
 械設備又は乾燥  
 装置の金属部に  
 おける接地

措置の維持管理  
 状況を、目視、  
 図面又は機器等  
 の作動試験若し  
 くはその記録に  
 より検査する。

二十二 危険工室  
 又は火薬類一時  
 置場を照明する  
 設備について、  
 漏電、可燃性ガ  
 ス、粉じん等に  
 より火薬類が爆  
 発し又は発火す  
 ることを防止す  
 るための措置の  
 維持管理状況  
 を、目視により  
 検査する。ただ  
 し、漏電、可燃  
 性ガス、粉じん  
 等により火薬類  
 が爆発し又は発  
 火するおそれが  
 ない場合には、  
 当該おそれがな  
 いことを、目視、  
 図面又は記録に  
 より検査する。

二十三 危険工室  
 内の機械設備又  
 は乾燥装置の金  
 属部について、  
 接地の状況を、  
 接地抵抗測定用  
 器具を用いた測  
 定又はその記録  
 により検査す  
 る。

二十二 第四条第  
 一項第十八号の  
 危険工室又は火  
 薬類一時置場の  
 照明設備及び電  
 動線

二十三 第四条第  
 一項第十九号の  
 危険室内の機  
 械設備又は乾燥  
 装置の金属部の  
 接地

し、及び当該安  
 全装置の機能  
 を、作動試験又  
 はその記録によ  
 り検査する。

二十二 危険工室  
 又は火薬類一時  
 置場に設けられ  
 た照明設備の維  
 持管理状況を、  
 目視により検査  
 する。

二十三 危険工室  
 内の機械設備又  
 は乾燥装置の接  
 地の状況を、接  
 地抵抗測定用器  
 具を用いた測定  
 又はその記録に  
 より検査する。

二十四 第四条第  
一項第二十号の  
危険工室等にお  
ける必要な事項  
の揭示

二十五 〔略〕  
二十六 削除

二十七 第四条第  
一項第二十二号  
の火薬類及びそ  
の原料の粉じん  
が飛散するおそ  
れがある設備の  
粉じんの飛散を  
防ぐための措置

二十八 第四条第  
一項第二十二号  
の二の硝化設備  
等の、火薬類の  
温度変化による  
爆発又は発火を  
防止するための  
措置

二十四 危険工室  
等における火薬  
類の種類及び停  
滞量、同時に存  
置することがで  
きる火薬類の原  
料及び最大数  
量、定員、注意  
事項その他必要  
な事項の揭示の  
状況並びに記載  
内容の維持管理  
状況を、目視に  
より検査する。

二十五 〔略〕  
二十六 削除

二十七 火薬類及  
びその原料の粉  
じんの飛散する  
おそれがある設  
備について、粉  
じんの飛散を防  
ぐための措置の  
維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

二十八 硝化設  
備、乾燥設備そ  
の他特に温度の  
変化が起こる設  
備について、火  
薬類の温度変化  
による爆発又は  
発火を防止する  
ための措置の維  
持管理状況を、

二十四 第四条第  
一項第二十号の  
危険工室等の掲  
示板

二十五 〔略〕  
二十六 第四条第  
一項第二十二号  
の火薬類の飛散  
するおそれのあ  
る工室の天井及  
び内壁

二十七 第四条第  
一項第二十二号  
の二の火薬類及  
びその原料の粉  
じんが飛散する  
おそれのある設  
備の粉じんの飛  
散を防ぐ措置

二十八 第四条第  
一項第二十二号  
の三の硝化設備  
等の温度測定装  
置

二十四 危険工室  
等の揭示板の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

二十五 〔略〕  
二十六 火薬類の  
飛散するおそれ  
のある工室の天  
井及び内壁の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

二十七 火薬類及  
びその原料の粉  
じんの飛散する  
おそれのある設  
備の粉じんの飛  
散を防ぐ措置の  
維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

二十八 硝化設  
備、乾燥設備そ  
の他特に温度の  
変化が起こる設  
備の温度測定装  
置の維持管理状  
況を、目視によ  
り検査し、及び  
当該温度測定装  
置の精度を、温

二十九 第四条第  
一項第二十二号  
の三の火薬類又  
はその原料を過  
度に加圧するこ  
とを防ぐための  
措置

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
四の静電気によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

二十九 火薬類又  
はその原料を加  
圧する設備につ  
いて、火薬類又  
はその原料を過  
度に加圧するこ  
とを防ぐための  
措置の維持管理  
状況を、目視及  
び機器等の作動  
試験又はその記  
録により検査す  
る。ただし、当  
該火薬類又はそ  
の原料が、加圧  
により爆発し又  
は発火するおそ  
れがない場合に  
は、当該おそれ  
がないことを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
する。

三十 危険工室に  
おける静電気に  
より火薬類が爆  
発し又は発火す  
ることを防止す  
るための措置の  
維持管理状況を  
、目視、図面  
又は測定器具を  
用いた測定若し  
くはその記録に  
より検査する。

二十九 第四条第  
一項第二十二号  
の四の加圧装置  
の安全装置

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
五の静電気を発  
生し、爆発又は  
発火するおそれ  
のある設備の静  
電気を除去する  
措置

二十九 火薬類を  
加圧する設備の  
安全装置の維持  
管理状況を、目  
視により検査  
し、及び当該安  
全装置の機能を  
作動試験又はそ  
の記録により検  
査する。

三十 火薬類の製  
造中に静電気を  
発生し、爆発又  
は発火するおそ  
れのある設備の  
静電気を除去す  
る措置の維持管  
理状況を、目視  
及び記録により  
検査する。

三十 火薬類の製  
造中に静電気を  
発生し、爆発又  
は発火するおそ  
れのある設備の  
静電気を除去す  
る措置の維持管  
理状況を、目視  
及び記録により  
検査する。

〔削る〕

三十一 削除

三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

〔削る〕

三十一 削除

三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験

三十の二 第四条

三十一 第四条第一項第二十二号

三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス等の発散するおそれのある工場のガス排気装置

三十の二 雷薬又は灌剤の配合及びてん薬を行う危険工場の床及び作業台の導電性マットの敷設並びに接地の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十一 静電気により爆発又は発火のおそれのある火薬類を取り扱う危険工場等における身体に帯電した静電気を、目視により検査し、及び接地の状況を、接地抵抗測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。

三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工場のガス排気装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当

三十三 〔略〕

三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工場の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火しないための措置

三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

三十三 〔略〕

三十四 火薬類を乾燥する工場の加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三十三 〔略〕

三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工場の加温装置

三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

三十三 〔略〕

三十四 火薬類を乾燥する工場の加温装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五 日乾場の乾燥台の維持管理状況を、目視により検査する。

該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十六 第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

三十七 第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に代えることができる。

三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、目視により

三十六 第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

三十七 第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備

三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防壁の維持管理状況を、別表第四第十六項各号又は別表第四第十七項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間の防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に替えることができる。

三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、目視により

三十七の二 第四十一条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八 第四条第一項第二十五号の爆発試験場等

検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、火薬類を放冷することを、目視、図面又は記録により検査すること。

三十七の二 星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十八の二 土堤又は防壁を設置したものに就いては、土堤又は防壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたもの

〔新設〕

三十八 第四条第一項第二十五号の爆発試験場等

〔新設〕

〔新設〕

三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場の維持管理状況を、目視により検査する。

〔新設〕

検査する。

三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の  
火災を防止する  
ための措置

三十九・三十九の  
二 「略」  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

については、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十九・三十九の  
二 「略」  
四十 第四条第一  
項第二十七号の  
危険区域内で火  
薬類を運搬する  
運搬車

〔新設〕

三十九・三十九の  
二 「略」  
四十 危険区域内  
で火薬類を運搬  
する運搬車の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

〔新設〕

四十一 第四条第一  
項第二十八号  
の火薬類の運搬  
通路の路面及び  
勾配

2

製造設備が定置  
式製造設備であつ  
て、不発弾等の解  
撤作業を行う製造  
施設の場合

一 第四条第二項  
において準用す  
る第四条第一項  
第一号から第三  
号まで、第五号、  
第七号、第七号  
の三、第九号、  
第九号の二、第  
十号から第十二  
号まで、第十四  
号から第二十二  
号まで、第二十  
二号の三から第  
二十四号まで、  
第二十六号、第  
二十七号及び第  
二十八号に掲げ  
る検査項目

二 五 「略」  
〔削る〕

四十一 火薬類の  
運搬通路につい  
て、路面及び勾  
配の維持管理状  
況を目視又は測  
定器具を用いた  
測定若しくはそ  
の記録により検  
査する。

一

前項第一号か  
ら第三号まで、  
第六号、第八号  
第十号、第十二  
号、第十三号、  
第十四号から第  
十六号の四ま  
で、第十八号か  
ら第二十五号ま  
で、第二十七号、  
第二十九号、第  
三十号、第三十  
二号から第三十  
四号まで、第三  
十九号、第四十  
号、第四十一号  
に掲げる保安検  
査の方法により  
検査を行う。

二 五 「略」  
〔削る〕

四十一 第四条第一  
項第二十八号  
の火薬類の運搬  
通路の路面及び  
勾配

2

製造設備が定置  
式製造設備であつ  
て、不発弾等の解  
撤作業を行う製造  
施設の場合

一 第四条第二項  
において準用す  
る第五条第一項  
第一号から第三  
号まで、第五号、  
第七号、第七号  
の三、第九号、  
第九号の二、第  
十号から第十二  
号まで、第十四  
号から第二十二  
号まで、第二十  
二号の三から第  
二十四号まで、  
第二十六号、第  
二十七号及び第  
二十八号に掲げ  
る検査項目

二 五 「略」  
〔削る〕

四十一 火薬類の  
運搬通路の路面  
の維持管理状況  
を目視により検  
査し、及び当該  
路面のこう配を  
水準器その他の  
測定器具を用い  
た測定又はその  
記録により検査  
する。

〔新設〕

一 第四条第二項  
において準用す  
る第五条第一項  
第一号から第三  
号まで、第五号、  
第七号、第七号  
の三、第九号、  
第九号の二、第  
十号から第十二  
号まで、第十四  
号から第二十二  
号まで、第二十  
二号の三から第  
二十四号まで、  
第二十六号、第  
二十七号及び第  
二十八号に掲げ  
る検査項目

二 五 「略」  
〔削る〕



十 〔略〕	九 第四条第二項 第九号の温度上昇を防止するための措置	七 〔略〕	八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	六 削除
----------	-----------------------------------	----------	--------------------------------	---------

十 〔略〕	九 解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	七 〔略〕	八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	六 削除
----------	--	----------	---	---------

十 〔略〕	九 第四条第二項 第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置	七 〔略〕	八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	六 第四条第二項 第六号の不発弾等解撤工室(鋼製チャンネルを除く)の床面
----------	---	----------	--------------------------------	--

十 〔略〕	九 解撤作業中における温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	七 〔略〕	八 解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	六 不発弾等解撤工室の床面の維持管理状況を、目視により検査する。
----------	---	----------	---	-------------------------------------

	十一の三 第四条 第二項第十一号 ハの周囲の火災を防止するための措置	十一の二 第四条 第二項第十一号 口の土堤、防壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場
--	---	--	-----------------------------

	十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第四十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。
--	---	--	---

	〔新設〕	〔新設〕	十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場
--	------	------	----------------------------

	〔新設〕	〔新設〕	十一 不発弾等廃棄処理場の維持管理状況を、目視により検査する。
--	------	------	------------------------------------

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の揭示の状況

二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

一 製造所の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の揭示の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

二 移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四 移動式製造設備用工室の維持管理状況を別表第三第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一 第四条の二第一項第一号の標識、揭示板、移動区域、境界さく及び警戒札

二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三 第四条の二第一項第三号の防火のための空地

一 製造所の標識、揭示板、危険区域、境界さく及び警戒札の維持管理状況を、目視により検査する。

二 移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。

四 移動式製造設備用工室の維持管理状況を、目視により検査する。

号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目

五〇七 「略」

八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

九 削除

十 削除

十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備

まで及び第二十七号の方法により検査する。

五〇七 「略」

八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないこと

を、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九 削除

十 削除

十一 移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、目視により検査する。

五〇七 「略」

八 第四条の二第一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突

九 第四条の二第一項第九号の避雷装置

十 第四条の二第一項第十号の移動式製造設備用工室の耐火構造

十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の耐火構造及び消火設備

五〇七 「略」

八 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九 移動式製造設備用工室に設置されている避雷装置の維持管理状況を、別表第四第十四に掲げる保安検査の方法により検査する。

十 移動式製造設備用工室の耐火構造の維持管理状況を、目視により検査する。

十一 移動式製造設備の耐火構造及び消火設備の維持管理状況を、目視により

十二 削除

る。また、当該  
消火設備の性能  
を、作動試験又  
はその記録によ  
り検査する。

十二 削除

十三 削除

十三 削除

十四 削除

十四 削除

十五 〔略〕  
十六 削除

十五 〔略〕  
十六 削除

十七 削除

十七 削除

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法及  
び製造方法

十八 製造し及び  
運搬する火薬類  
並びに周囲の火  
薬類の爆発又は  
発火を起すお  
それがない車両  
が使用されてい

十二 第四条の二  
第一項第十二号  
の工室の付近の  
消火の設備

十三 第四条の二  
第一項第十三号  
の移動式製造設  
備用工室の窓、  
出口及び扉

出口及び扉

十四 第四条の二  
第一項第十四号  
の移動式製造設  
備用工室の内面

十五 〔略〕  
十六 第四条の二  
第一項第十六号  
の移動式製造設  
備用工室の床面

十七 第四条の二  
第一項第十七号  
の移動式製造設  
備用工室内の原  
動機据付け制限

十八 第四条の二  
第一項第十八号  
の移動式製造設  
備の移動方法

検査し、及び当  
該消火設備の性  
能を、作動試験  
又はその記録に  
より検査する。

十二 移動式製造  
設備用工室の付  
近の消火設備の  
維持管理状況を  
、目視により  
検査する。

十三 移動式製造  
設備用工室に設  
けた窓及び出口  
の維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

十四 移動式製造  
設備用工室の内  
面の維持管理状  
況を、目視によ  
り検査する。

十五 〔略〕  
十六 移動式製造  
設備の床面の維  
持管理状況を、  
目視により検査  
する。

十七 移動式製造  
設備用工室内に  
据付けた原動機  
の維持管理状況  
を、目視により  
検査する。

十八 ディーゼル  
車の維持管理状  
況を、目視によ  
り検査し、必要  
に応じ図面又は  
記録により検査  
する。

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
の移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器の、  
摩擦により特定  
硝酸アンモニウ  
ム系爆薬が爆発  
し又は発火しな  
い構造

ることを、目視  
、図面、記録又は  
測定器具を用い  
た測定により検  
査し、製造のた  
め車両の動力を  
使用する場合に  
あつては、移動  
と製造とが同時  
にできない構造  
であることを、  
目視、図面又は  
記録により検査  
し、製造のため  
車両の動力を使  
用しない場合に  
あつては、製造  
のための動力  
は、特定硝酸ア  
ンモニウム系爆  
薬を爆発し又は  
発火させるおそ  
れがないもので  
あることを、目  
視、図面又は記  
録により検査す  
る。

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
の移動式製造設  
備用工室又は移  
動式製造設備の  
機械、器具又は  
容器

十九 移動式製造  
設備用工室又は  
移動式製造設備  
に据付け又は備  
え付けた機械、  
器具又は容器の  
維持管理状況を  
、目視により  
検査する。

十九の二 第四条  
 の二第一項第十  
 九号口の移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器の、振動又は  
 衝撃により特定  
 硝酸アンモニウ  
 ム系爆薬が爆発  
 し又は発火しな  
 い構造

十九の三 第四条  
 の二第一項第十  
 九号ハの移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器の、腐食によ  
 り特定硝酸アン  
 モニウム系爆薬  
 が変質し又は爆  
 発し若しくは発  
 火しない構造

十九の四 第四条  
 の二第一項第十  
 九号ニの移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器の、特定硝酸  
 アンモニウム系  
 爆薬の付着、浸  
 透又は浸入によ  
 り爆発し又は発  
 火しない構造

十九の二 移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器について、振  
 動又は衝撃によ  
 り特定硝酸アン  
 モニウム系爆薬  
 が爆発し又は発  
 火しない構造と  
 なっていること  
 を、目視又は図  
 面により検査す  
 る。

十九の三 移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器について、腐  
 食により特定硝  
 酸アンモニウム  
 系爆薬が変質し  
 又は爆発し若し  
 くは発火しない  
 構造となってい  
 ることを、目視  
 又は図面により  
 検査する。

十九の四 移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器について、特  
 定硝酸アンモニ  
 ウム系爆薬の付  
 着、浸透又は浸  
 入により爆発し  
 又は発火しない  
 構造となってい  
 ることを、目視  
 又は図面により  
 検査する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

十九の五 第四条  
 の二第一項第十  
 九号ホの移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器が、振動、衝  
 撃等により変形  
 しない構造

二十 削除

二十一 第四条の  
 二第一項第二十  
 一号の移動式製  
 造設備を照明す  
 る設備

二十二 第四条の  
 二第一項第二十  
 二号の移動式製  
 造設備の機械設  
 備の金属部に  
 おける接地

二十三 第四条の  
 二第一項第二十  
 三号の移動式製  
 造設備又は廃棄  
 焼却場における  
 特定硝酸アンモ  
 ニウム系爆薬の  
 停滞量等の掲示

十九の五 移動式  
 製造設備の機  
 械、器具又は容  
 器について、振  
 動、衝撃等によ  
 り変形しない構  
 造となっている  
 ことを、目視又  
 は図面により検  
 査する。

二十 削除

二十一 移動式製  
 造設備を照明す  
 る設備について、  
 維持管理状  
 況を、目視によ  
 り検査する。

二十二 移動式製  
 造設備の機械設  
 備の金属部に  
 ついて、接地の状  
 況を、接地抵抗  
 測定用器具を用  
 いた測定又はそ  
 の記録により検  
 査する。

二十三 移動式製  
 造設備又は廃棄  
 焼却場の特定硝  
 酸アンモニウム  
 系爆薬の停滞  
 量、同時に存置  
 することができ  
 る特定硝酸アン  
 モニウム系爆薬

〔新設〕

二十 第四条の二  
 第一項第二十号  
 の移動式製造設  
 備用温室又は移  
 動式製造設備の  
 暖房装置

二十一 第四条の  
 二第一項第二十  
 一号の移動式製  
 造設備用温室又  
 は移動式製造設  
 備の照明設備

二十二 第四条の  
 二第一項第二十  
 二号の移動式製  
 造設備用温室又  
 は移動式製造設  
 備の機械設備の  
 金属部の接地

二十三 第四条の  
 二第一項第二十  
 三号の移動式製  
 造設備用温室、  
 移動式製造設備  
 又は廃棄焼却場  
 の掲示板

〔新設〕

二十 移動式製造  
 設備用温室又は  
 移動式製造設備  
 の暖房装置の維  
 持管理状況を、  
 目視により検査  
 する。

二十一 移動式製  
 造設備用温室又  
 は移動式製造設  
 備に設けられた  
 照明設備の維持  
 管理状況を、目  
 視により検査す  
 る。

二十二 温室又は  
 移動式製造設備  
 の機械設備の金  
 属部の接地の状  
 況を、接地抵抗  
 測定用器具を用  
 いた測定又はそ  
 の記録により検  
 査する。

二十三 移動式製  
 造設備用温室、  
 移動式製造設備  
 又は廃棄焼却場  
 の掲示板の維持  
 管理状況を、目  
 視により検査す  
 る。

二十四 削除

の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他の必要な事項の掲示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視により検査する。

二十五 削除

二十五 削除

二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七・二十八

〔略〕

二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特

二十七・二十八

〔略〕

二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆

二十四 第四条の二第一項第二十四号の移動式製造設備用工室内に面した普通木造建築物の耐火的措置

二十四 移動式製造設備用工室内に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視により検査する。

二十五 第四条の二第一項第二十五号の移動式製造設備用工室内の天井及び内壁

二十五 移動式製造設備用工室内の天井及び内壁の維持管理状況を、目視により検査する。

二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備用工室内の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐ措置

二十六 移動式製造設備用工室内又は移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。

二十七・二十八

〔略〕

二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙

二十七・二十八

〔略〕

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙の維持管理状況について、目視及び

定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十一 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備を過度に加圧することを防ぐための措置

発火し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。

三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

記録により検査する。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

<p>三十三の三 第四 条の二第一項第 三十三号ハの周 囲の火災を防止 するための措置</p>	<p>三十二 〔略〕 三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場</p>
---	--

<p>三十三の三 周囲 の火災を防止す るための措置の 維持管理状況 を、目視、図面</p>	<p>三十二 〔略〕 三十三 廃棄焼却 場について、移 動区域内に設置 されていること を、目視により 検査する。 三十三の二 土堤 又は防爆壁を設 置したものにつ いては、土堤又は は防爆壁を、別 表第四第十六項 又は第十八項に 掲げる保安検査 の方法により検 査し、防火壁そ の他の延焼を遮 断するための措 置を講じたもの については、当 該措置の状況を、 目視及び図面 により検査す る。ただし、火 災類が爆発し又 は発火すること により周辺の施 設に危害を及ぼ すおそれがない 場合には、当該 おそれがないこ とを、目視、図 面又は記録によ り検査する。 三十三の三 周囲 の火災を防止す るための措置の 維持管理状況 を、目視、図面</p>
--	---

〔新設〕

〔新設〕

三十二 〔略〕  
三十三 第四条の  
二第一項第三十  
三号の廃棄焼却  
場

〔新設〕

〔新設〕

三十二 〔略〕  
三十三 移動区域  
内の廃棄焼却場  
の維持管理状況  
を、目視及び図  
面により検査す  
る。

附則  
この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

4	〔略〕	
		又は機器等の作 動試験若しくは その記録により 検査する。
4	〔略〕	